

第42回年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2026年2月6日（金）10:00～11:10

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

(1) 審議事項

①一者応札・応募改善策

②2025年度上期新たな随意契約

(2) 報告事項

契約審査会審議案件進捗状況

(3) その他

3. 契約監視委員（敬称略）

（2026年2月6日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士

（*）新井佐恵子

企業年金連合会 東京地方協議会 事務局長

元 企業年金連合会 コンプライアンス・オフィサー

（*）守屋 潔

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

板場 建

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

尾崎 道明

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

中村友理香

（*）は外部有識者

4. 議事概要

(1) 審議事項①及び②、(2) 報告事項について法人より説明を行い、質疑を行った。また、(3) その他について契約監視委員からの発言があった。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【審議事項1】 一者応札・応募改善策

執行部から、2025年度上期に調達を実施した「一者応札・応募改善策」について説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることについて審議が行われた。

IT関連の調達が一者応札・応募となった理由として応札に対する要員不足等が挙げられ、改善策として、調達スケジュールを事前に計画・実行することにより応札の促進を検討する等を説明した。また、IT人材の不足を考慮したシステム案件の全体観について今後の対応策について説明し、審議を行った。

委員A システム全体の契約締結プロセスについて、大きく見直しをする時期に入っていると思う。内製化という話もあったが、そのような検討も非常に大事だと思う。今回一者、応募

があったが、将来ゼロになる可能性もある。全体観として、今後どのように考えられているかということをお聞きしたい。

執行部 システムの調達方法についてはルールが細かく決まっていて、とても苦勞している。調達の期間を調整することはできるが、調達方法自体については事前に細かく特定の者に開示することはできない。お金と時間をかければいくらでも良いものはできるが、正しい金額で評価しないと過分になってしまうので、非常にそのバランスが難しい。

また、現行調達と業務という観点でいうと、スピード感に課題がある。今は業務のスピード感もどんどん速くなっており、準備を始めてから調達に6か月から9か月かかるが、その間に業務はどんどん進んでしまう。そこにさらに開発期間を長く取るとより長くなってしまいうため、業務に対する影響も大きい。

そのため、今までは、まず外部委託でスタートしていたが、ユーザーニーズの変化に対応できるよう内製化により対応していくということを既に始めている。これからは内部で開発するのか、外部委託するのかを判断し、内部でやるということになれば、中のリソースを踏まえ、どこまでできるかの計画を立てる。一方で、ある程度時間を使ってもよいもの、本当に専門性が高く内部では対応できないことは外部委託していく。開発するためにはIT人材を確保しなければならないためそこは大変だが、全体観としては、今までは本当に外部委託一辺倒だったのを、内製化と外部委託とに分けて、効率化を図っていくということだと思う。

委員A 委員会の委員として少し踏み込んだ発言になるかもしれないが、やはり全体の契約の体制が本当にいいのかどうか、特にシステムについては経営側として考えていく必要があるのではないかと感じた。

日本のシステムの状況は世界に比べて遅れているという認識であり、私たちの年金を預かっている法人が、最新のシステムで円滑に運用していただきたいと願っているので、公共性、公平性というバランスもあるが、ぜひ今後も期待している。

委員B 広報活動の効果的な測定及び調査分析業務について、契約期間が3年間で設定されているが、3年間と設定された理由について教えていただきたい。

執行部 こちらは広報活動に資する提言というものを企画競争の範囲に含めており、当法人に対する継続的な理解と提言が必要になってくるため、単年度ではなく3年度ということにさせていただいている。

委員B 中期計画期間が終わるまでという他契約もあるが、5年でも4年でもなく、3年で区切ったというのは、何か理由があるのか。

執行部 定性的な言い方になってしまうが、5年だと少し長いということで、3年で区切っている。

委員B 契約期間満了により、また改めて次の契約を交わされると思うが、そのときに3年と設定したことにより何が効果的であったか、3年間あったからこうよかった、悪かった等、効果を測るような指標は用意しているか。

執行部 そこについては、これから考えていきたいと思う。

委員B 何か指標があって、それについてどうだったかということを検証しながら、次を決めていくというのも重要なステップだと思うので、ご検討をお願いしたい。

【審議事項2】 2025年度上期新たな随意契約

執行部から、「2025年度上期新たな随意契約」について、会計規程第32条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、審議が行われた。

2025年4月1日から業務を委託していたA社が当法人の事前承諾なく要機密情報を第三者に提供し、契約書の守秘義務条項に違反したことを受け、契約満了前に契約を解除した。本契約解除に伴い、業務の継続性確保のために即時契約が必要となり、別の社と随意契約としたとの説明が執行部よりあった。

A社が守秘義務条項に違反したことについて、以下のとおり質疑が行われた。

委員A 契約する相手方のガバナンス、コンプライアンスの状況を事前に確認するということは、非常に困難だと思う。

今後のガバナンスに対して、事前調査ももちろんだが、契約した者に対してどのようなことに心がけるか、もしあれば御提示いただきたい。

また、ガバナンスやコンプライアンスがしっかりしていない会社は、日頃の契約を行使される段階で何かおかしいという予兆があると思うので、早めに察知して、動いてほしい。

執行部 本件の再発防止として、法人内の他の業務委託先に対して要機密情報の取扱いを的確に行うよう注意喚起を行い、取扱いの徹底を周知した。

ガバナンスという点については、応募の際に情報セキュリティ体制の提出を求めて確認している。本件においても、情報セキュリティ体制について当法人が求める、政府統一基準で求めている基準等を反映した基準を満たしていたが、残念ながら情報漏えいが発覚した。引き続き、セキュリティ体制について問題がないかをきちんと確認した上で応募を受けられるようにしたい。

委員A 秘密保持契約等は事前に結ばれていたということか。また、最高責任者の個人的な誓約書は受け取られていたのか。

執行部 A社と当法人との契約書の中で秘密保持の条項が含まれており、この秘密保持条項に抵触した行為であった。なお、個人的な誓約書は徴求していない。

委員A 状況によっては個人的な誓約書も考えてもよいかもしれない。

委員C 本件は非常に見つけにくいことかもしれないが、当然知っていたであろう契約義務違反になるわけで、その対応策として、第三者への漏えいがないとはいえ、契約解除違約金だけではなく、再発防止という観点からも、訴訟も含めてお考えをいただくことも必要かと思う。

執行部 損害賠償請求について、本件は情報が漏えいしたことによる損害と、途中で解除したことによる再調達のためのコストの損害が考えられる。

まず、漏えいしたことによる損害については、具体的な漏えいが確認されておらず、漏えいによる損害はないと考えている。次に、再調達のコストについては、本件は必ずしも市場価格がはっきりしないこと、また、契約期間の総額に対する違約金を取っているが、それを超えて損害が発生したということに関して因果関係があるということが立証できるのか、もしくは因果関係が立証できるとして、その予見可能性があったということが立証できるのかということを検討し、損害賠償請求までは難しいだろうと判断している。

委員B 当初契約を結ばれるときは、先方の会社と情報セキュリティの体制について会社としての誓約書を出させると思うが、複数年契約の場合はどうになっているのか。

執行部 複数年契約の場合においては、年に1回、業務委託先に対して情報セキュリティ体制の確認という形で評価を実施しており、体制に変更があれば変更の報告を受け、また体制についての確認事項を先方に出して報告いただいて確認している。

委員C 私の所属先では、複数年契約をしている場合には、毎年コンプライアンス業務監査室が現場と一緒に現地に赴いて監査をしている。現地の責任者から、特にセキュリティの問題の状況について細かく聞いている。必要に応じて書面だけでなく、対応する法人の責任者とのミーティングも必要だと思う。

【報告事項】 契約審査会審議案件進捗状況

執行部から、「契約審査会審議案件進捗状況」についての報告があり、ディスカッションを行った。

委員B 契約手続中の案件の概算所要額の記載について、契約期間がどのくらいなのかが明示されていないと、妥当性が分かりにくいと感じたので、その情報もあるとなおよい。

執行部 概算所要額が妥当かどうか契約期間の記載があったほうがより分かりやすくなると思う

が、契約手続が完了したら、次回の契約監視委員会の資料では締結済みの案件として契約期間が記載される形となる。

【その他】

委員C 年金運用を取り巻く環境として、関係機関から運用やガバナンスに関する情報開示の充実が求められており、対応の検討が進められている。こうした動向を踏まえ、監査・運用体制の整備や情報開示内容の整理に伴う実務負担が課題として認識されている。

また、システム面に加え、運用業務を担う専門人材の確保についても難しい状況である。特にベンチマーク関連業務については担い手が限られる状況があり、今後の業務運営やコスト面への影響が懸念される。このため、関係者間での情報共有や対応の検討が必要だろう。

委員D 全体観として、ITの調達の様子、あるいは委託先を含めたコンプライアンスチェックの改善、コンプライアンス監査について他社事例のお話もいただいたので、執行部のほうで持ち帰っていただいて、今後の契約調達のさらなる改善を行っていただきたい。

必要であれば、監査委員会あるいは経営委員会にあげていただいて結構なのでよろしくお願ひしたい。

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室
電話 03-3502-2494